

四日市市告示第 40 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 31 年 2 月 1 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	区域変更区間	変更区間幅員		備考 別添図位番号
				変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更前延長 変更後延長 (m)	
1	笹川環状1号線	07170	笹川五丁目5地先 笹川五丁目5地先	61.5 6.0~46.0 6.0~61.5	25.0 2,257.1 2,257.1	区域を変更する 幅員を変更する NO.1